

徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、医療介護総合確保法に基づく県計画における事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付額の算定方法）

第2条 本補助金は、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、同表第3欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の額（同表第4欄に定める額を限度とする。）と総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表第5欄に定める率を乗じて得た額（ただし1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

（交付の対象外費用）

第3条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- （1）土地の取得又は整地に要する費用
- （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- （3）既存建物の買収に要する費用
- （4）その他事業の実施について適当と認められない費用

（補助金交付申請書等）

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類は、別表2の第2欄に掲げるとおりとする。
- 3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

（交付の条件）

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- （1）知事の承認を受けて財産を処分等する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。
- （2）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （3）事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（軽微な変更を除く。）
- （4）補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- （5）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。
- （6）前号の規定に基づき、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事が定める軽微な変更は、別表1の第6欄に掲げるもの以外のものとする。

(変更承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の変更(中止・廃止)の内容及び理由を記載した書類

(2) 第4条第2項に掲げる書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第7号による。

2 規則第11条の知事が定める書類は、別表2の第3欄に掲げるとおりとする。

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書(様式第11号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に交付を受ける理由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金調書等)

第12条 規則第16条の補助金調書は様式第12号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第17条の知事が定める財産は、補助事業により取得又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格の単価が50万円以上(補助事業者が市町村以外の者の場合は30万円以上)又は単価が50万円以上(補助事業者が市町村以外の者の場合は30万円以上)に効用の増加した機械及び器具とする。

2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とする。

附 則

この交付要綱は、平成26年12月22日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成27年1月19日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成27年7月3日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成27年10月13日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成27年12月21日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成28年10月24日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成29年10月6日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成30年10月10日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和元年7月16日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この交付要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この交付要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この交付要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この交付要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この交付要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年7月6日から施行する。
- 2 この交付要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
ICT地域医療・介護連携推進支援事業	一般社団法人徳島県医師会	ICT地域医療・介護連携推進支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の額に影響がある場合 機能を著しく変更する場合
地域医療情報連携システム構築事業	本事業により構築するシステムに参加する医療機関等	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> 規模、構造又は用途を著しく変更する場合
口腔ケア連携事業	(1) 徳島県鳴門病院	(1) 口腔ケア継続支援事業にかかる費用 歯科医師・歯科衛生士等の配置に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び借損料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の目的を変える場合 その他別に定めるもの
	(2) 一般社団法人徳島県歯科医師会	(2) 口腔ケア連携強化事業にかかる費用 口腔ケア連携強化事業運営に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額。ただし、診療報酬分を除いた額とする。	10/10	
在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業	一般社団法人徳島県医師会	在宅医療支援のためのかかりつけ医研修の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
訪問看護体制支援事業	公益社団法人徳島県看護協会	センター運営・各事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
在宅歯科医療連携室運営事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	在宅歯科医療連携室の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の取組に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
産科医等確保支援事業	分娩を取り扱う医療機関	分娩を取り扱う産科・産婦人科医に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	1分娩あたり 10,000円	1/3 （ただし、公的医療機関に対しては2/3）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合
新生児医療担当医確保支援事業	NICU設置医療機関	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当手当）	新生児1人あたり 10,000円 （NICU入院初日のみ）	1/3	
新人看護職員研修事業	新人看護職員研修事業を実施する病院等	(1)新人看護職員研修事業 ①研修経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）	新人看護職員等が1名のとき440千円 （ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 586千円） 新人看護職員等が2名以上のとき 630千円 （ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合 922千円）	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
		②教育担当者経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）	新人看護職員等5名以上の場合5名ごとに215千円	1/2	
		(2)医療機関受入研修事業 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費	1名～4名を受け入れる場合1施設当たり113千円 5名～9名を受け入れる場合1施設当たり226千円 10名～14名を受け入れる場合1施設当たり566千円 15名～19名を受け入れる場合1施設当たり849千円 20名以上受け入れる場合1施設当たり1,132千円 20名を超える場合1名増すごとに45千円	1/2	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
小児救急医療体制整備事業	県立中央病院、徳島赤十字病院、半田病院、県立三好病院、各市町村	小児救急医療拠点病院の運営、小児救急医療支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金）	<p>（小児救急医療拠点病院運営事業）1か所当たり次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする （常勤の体制） (1) 35,926千円×運営月数／12 (2) 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上））を手当している場合に限る。） 3,520千円×運営月数／12 （オンコール体制） (3) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 12,403千円×運営月数／12 （小児救急医療支援事業） 次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 （常勤の体制） (1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり 26,310円×診療日数 (2) 休日C 1 地区当たり 13,150円×診療日数 (3) 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第4項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上））を手当している場合に限る。） 1 地区当たり 19,782円×診療日数 (4) 小児救急電話相談実施加算（都道府県が委託等により小児救急電話相談（#8000）を実施している場合に限る。） 1 地区当たり 14,838円×診療日数 （オンコール体制） (5) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 1 地区当たり 13,570円×診療日数</p>	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
救急医療等「総合力」向上事業	一般社団法人徳島県医師会	多傷多発患者発生時の対応に係る各種研修会の開催・実施や対応マニュアルの策定・整備に係る検討会、ワーキング、各種研修会等の開催・実施に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
二次救急医療体制確保支援事業	救急告示医療機関（三次救急医療機関を除く）	救急患者受入のため必要となる給料及び職員手当	救急患者受入1件あたり1,000円	10/10	
医師事務作業補助者配置支援事業	医療機関	医師事務作業補助者の配置に必要な給与費（給料、諸手当、共済費等）、派遣業者へ支払う各種手数料、研修費（医師事務作業補助者の基礎知識習得に係る研修に限る）	一人あたり上限 2,500千円	1/2	
後方支援機関への搬送体制支援事業	徳島赤十字病院、徳島県立中央病院	医師同乗のうえ、救急自動車（モバイルICU等）を用いて患者を搬送する際に必要となる給料、職員手当、燃料費及び委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
看護師等養成所支援事業	(1) 徳島県鳴門病院附属看護専門学校 (2)～(3) 看護師等養成所	(1) 看護教育新カリキュラムで養成所運営を行うために必要な経費（人件費（給料、諸手当、共済費等）、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
		(2) スクールカウンセリングにかかる報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に該当するもの）	1校あたり上限1,000千円		
		(3) 専任教員養成講習会等受講にかかる受講料	1校あたり上限200千円		
看護職員勤務環境改善推進事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院	看護職員の就労環境改善支援の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費等）、報償費、旅費、需用費、役務費	1箇所あたり上限2,000千円	1/2	
	医療機関等	勤務環境改善のための看護管理者の補助者導入に必要な経費（看護管理者の補助者の人件費（給料、諸手当、共済費等）、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に該当するもの））	看護管理者の補助者1名当たり上限2,000千円	10/10	
退院支援担当者配置等支援事業	医療機関等	退院支援担当者の配置に必要な給与費（給料、諸手当、共済費等）、派遣業者へ支払う各種手数料、研修費（退院支援担当者の知識習得に係る研修に限る）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
在宅医療・介護連携サポート事業	医療機関等	24時間受付窓口に係る事務消耗品等、後方支援病院ネットワークに参加する医療機関や後方支援病院ネットワークを利用する医療機関との連絡調整に係る会議費、24時間受付窓口の受付担当者の人件費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合
地域医療従事医師研修支援事業	医師等	<p>県外又は国外の先進的な医療機関等における研修事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 現住所から研修医療機関等までの往復旅費</p> <p>(2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金等)</p> <p>(3) 研修費(受講料、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金等)</p> <p>(4) その他知事が特に必要と認める経費</p>	一人あたり上限 2,000千円	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合
病床機能分化・連携促進基盤整備事業	医療機関	<p>(1) 施設整備費 地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換等を進めるため必要な新築、改築等に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等</p> <p>(2) 設備整備費 地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換を進めるため必要な新築、改築等に伴う備品購入費</p>	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・その他別に定めるもの
在宅医療課題解決策支援事業	郡市医師会等	在宅医療に関する課題解決のために必要となる経費の内、人件費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費、賃金)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、使用料及び賃借料、備品購入費、諸謝金、旅費、委託料(上記の経費に該当するもの)	予算の範囲内で知事が必要と認める額	<p>備品購入費の内、設備備品等に要する経費 1/2</p> <p>上記以外 10/10</p>	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護職員キャリアアップ支援事業	認定看護師教育課程を設置する予定の大学	認定看護師教育課程の設置・運営のために必要な経費（人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に該当するもの）、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
	医療機関等	専門看護師認定登録試験及び登録に必要な経費（審査料、認定審査受験のための旅費、認定料）	1人あたり上限200千円	10/10	
		認定看護師養成研修への派遣等に要する経費（受験料、入学金、授業料（受講料）、実習費、教材費、旅費、宿泊費、役務費（健康診断料）、認定審査料、代替看護職員の賃金・諸手当）	①A課程 1人あたり上限2,400千円 ②B課程 1人あたり上限3,600千円	1/2	
		専門・認定看護師による講習会実施支援事業に必要な経費（人件費、手当、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料）	1回あたり上限100千円	10/10	
		看護師を対象とした特定行為研修への派遣等に要する経費（受講料、実習費、旅費、宿泊費、需用費、役務費、代替職員に必要な賃金・諸手当）	1名あたり上限1,200千円	1/2	
看護職員就業確保支援事業	公益社団法人徳島県看護協会	多機関による看護職確保推進事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
新任訪問看護師等人材確保事業	訪問看護ステーション等	へき地における新任訪問看護師等の人材確保に必要な給料、手当（時間外勤務手当及び期末、勤勉手当を除く。）及び共済費	①新卒者（看護師等学校養成所を卒業し、初めて就業する者、または、卒業後の就業期間が1年未満の者） 1人あたり上限 1,500千円 ②新卒者翌年度フォローアップ（前年度に①に該当し、引き続き訪問看護に従事した者） 1人あたり上限 600千円 ③新任者（看護師等の就業経験はあるが、訪問看護に従事したことのない者で、①を除く） 1人あたり上限 800千円	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
心身障がい者(児) 歯科診療対応力強化事業	一般社団法人徳島県 歯科医師会	心身障がい者(児) 歯科診療対応力向上事業 障がい児(者) 歯科医療対応力向上事業の実施に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、受講料等)	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
小児在宅医療提供体制構築支援事業	一般社団法人徳島市 医師会	小児在宅医療提供体制の構築に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費)、諸謝金、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料(パソコン・複合機リース料按分)、委託料(上記の経費に該当するもの)	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
小児科・産科医師に係る働き方改革モデル事業	徳島大学	小児科・産科医師に係る働き方改革モデル事業に必要な人件費(給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記の経費に該当するもの)	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
地域包括ケア・在宅医療推進薬剤師育成事業	一般社団法人徳島県 薬剤師会	地域包括ケア・在宅医療推進を担う薬剤師の人材育成に関する研修の実施に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費)、諸謝金、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
医療従事者配置支援事業	医療機関	医師事務作業補助者の配置に必要な給与費(給料、諸手当、共済費等)、派遣業者へ支払う各種手数料、研修費(医師事務作業補助者の基礎知識習得に係る研修に限る)	一人あたり上限 2,500千円	1/2	
歯科医療従事者養成確保事業	一般社団法人徳島県 歯科医師会	歯科医療従事者養成確保事業の実施に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、研修会場に設置する保育室に係る費用、委託料等)	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
地域医療勤務環境改善体制整備事業	上限規制「地域医療確保暫定特例水準」に該当し、かつ、救急車受入件数等、国が定める一定の要件を満たす医療機関	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業に要する経費 新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費、給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費(消耗品費・印刷製本費等)、食糧費、役務費(通信運搬費・手数料等)、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、負担金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 (ただし、資産経形成に係るものに対する補助率は1/2とする)	

別 表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
女性医師等就労支援事業	医療機関	(1) 医師就労環境改善支援事業 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する医師の育児参加のために必要となる代替職員の人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の額に影響がある場合 ・ 機能を著しく変更する場合
	学会・講習会等の主催者	(2) 講習会等託児所設置支援事業 県内で開催する専門医の取得、更新に必要な学会・講習会等において託児所の設置に要する経費（人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、旅費、使用料及び賃借料、委託料）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・ 補助事業の目的を変える場合 ・ その他別に定めるもの

別表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類 (第4条、第7条関係)	3 実績報告書添付書類 (第8条関係)
ICT 地域医療・介護連携推進支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
地域医療情報連携システム構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 計画書 (様式第4号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 実績報告書 (様式第10号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
口腔ケア連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
訪問看護体制支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
在宅歯科医療連携室運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び9号、10号については、必要に応じて作成するものとする。

別表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類 (第4条、第7条関係)	3 実績報告書添付書類 (第8条関係)
産科医等確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
新生児医療担当医確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
新人看護職員研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
看護師等養成所運営等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
病院内保育所運営補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
小児救急医療体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
救急医療等「総合力」向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 計画書 (様式第4号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 実績報告書 (様式第10号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び9号、10号については、必要に応じて作成するものとする。

別表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類 (第4条、第7条関係)	3 実績報告書添付書類 (第8条関係)
二次救急医療体制確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調(様式第2号) ・収支予算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書(様式第8号) ・収支決算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料
医師事務作業補助者配置支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調(様式第2号) ・収支予算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書(様式第8号) ・収支決算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料
後方支援機関への搬送体制支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調(様式第2号) ・収支予算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書(様式第8号) ・収支決算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料
看護師等養成所支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調(様式第2号) ・収支予算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書(様式第8号) ・収支決算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料
看護職員勤務環境改善推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調(様式第2号) ・収支予算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書(様式第8号) ・収支決算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料
退院支援担当者配置等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調(様式第2号) ・収支予算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書(様式第8号) ・収支決算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料
在宅医療・介護連携サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調(様式第2号) ・収支予算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書(様式第8号) ・収支決算書(見込書)抄本 ・その他参考となる資料
地域医療従事医師研修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調(様式第2号) ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書(様式第8号) ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び9号、10号については、必要に応じて作成するものとする。

別表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類 (第4条、第7条関係)	3 実績報告書添付書類 (第8条関係)
病床機能分化・連携促進基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 計画書 (様式第3号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 計画書 (様式第4号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し等 (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 実績報告書 (様式第9号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 実績報告書 (様式第10号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料
在宅医療課題解決策支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
看護職員キャリアアップ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
看護職員就業確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
新任訪問看護師等人材確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
心身障がい者 (児) 歯科診療対応力強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
小児在宅医療提供体制構築支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び9号、10号については、必要に応じて作成するものとする。

別表 2 (第4条、第7条、第8条関係)

1 補助事業	2 申請書添付書類 (第4条、第7条関係)	3 実績報告書添付書類 (第8条関係)
小児科・産科医師に係る働き方改革モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
地域包括ケア・在宅医療推進薬剤師育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
医療従事者配置支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
歯科医療従事者養成確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料
地域医療勤務環境改善体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 計画書 (様式第3号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 計画書 (様式第4号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し等 (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (施設整備) 実績報告書 (様式第9号) ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業 (設備整備) 実績報告書 (様式第10号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・契約書の写し (事業費の積算に係るもの) ・その他参考となる資料
女性医師等就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額調 (様式第2号) ・収支予算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地域医療介護総合確保基金事業経費所要額精算書 (様式第8号) ・収支決算書 (見込書) 抄本 ・その他参考となる資料

※添付書類のうち、様式3号、4号及び9号、10号については、必要に応じて作成するものとする。